

第1回検討会における主な意見について

令和4年3月28日

総務省消防庁

第1回 大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会 主な意見

○建物の防火・避難対策について

総論

＜特殊な火災と一般的な火災＞

- ・ 現行法令は、用途等の要件に応じて必要な対策の内容を定めており、この範囲を外れるものが「特殊な火災」。
- ・ 日常生活の中で起こることが想定される「一般的な火災」が、規制の対象となるべき火災。「放火」も一部はこの範疇。
- ・ 「（現行法令が想定する）一般的な火災」か否かは、放火の程度の酷さや、悪意の大きさなどによって変わる。慎重な議論が必要。

＜特殊な火災と規制の考え方＞

- ・ 「特殊な火災」に対応する規制は社会の負担が大きいため困難。
- ・ 消防機関の火災予防業務では一般的な火災が想定されており、今回のような特殊な火災に現行の火災予防の範囲で対応するのは難しい。

＜防火・避難対策の考え方＞

- ・ 死者の発生を覚悟するのではなく、少しでも被害を軽減させる、命を助けることができる手段を見いだす検討が必要。
- ・ 義務以外の任意の対策をこれまでの規制体系に位置づけるのは困難。専門家として対策を提示するという形で考えていくべき。

各論

- ・ 法令の基準を満たした上で、さらに考えられる追加の対策について、情報提供していくことが必要。
- ・ 階段を二つとまでは言わないまでも、避難・救助のための開口部や避難設備などの何らかの二方向避難の手段の確保について工夫が必要。
- ・ 既存不適格建築物について避難安全性を向上するために改修を試みても、改修対象外部分を含めて現行基準適合が求められ、改修自体が実現しないことがあるため、改善が必要。

○危険物の取扱いについて

総論

- ・ 現行規制では悪意を持った者は止められないが、厳しくすると不便でもある。「安全」「便利」のいずれを選ぶかという議論。
- ・ 悪意ある放火被害を建物側で100%防ぐことは出来ない。少しでも被害を軽減させることができるような方法の方向性を示すことが必要。

各論

- ・ 販売側であるガソリンスタンドに対する規制は抜本的な対策にならない。
- ・ さらなる販売規制が必要な場合には、事前登録制、ホームセンター等への規制、ネット販売の規制も必要。